

# 消火器の訪問販売にご注意を！！

消防・設備業者等を名乗る**消火器の点検・販売**にご注意ください！



カスホーク

今だけ安くしときますよ！



古い消火器を安く引き取りますよ！

消火器の設置義務がありますよ！

消費者庁イラスト集より



キタ署長

- **一般住宅に消火器の設置義務はありません。**
- **消防署は、消火器の販売は行っていません。**
- **「あやしい！」と思ったら迷わず断りましょう！**

**お困りのときは、消防署または消費者庁に  
ご相談してください。**

☎ 電話番号 ☎

消費者ホットライン：188（いやや）

または

粕屋北部消防本部予防課：944-0021